

会計担当理事処務規程

会計担当理事処務規程

第1条 会計担当理事の職務は、他の規定によるものの外この規程の定めるところによる。

第2条 会計担当理事は、理事会で互選した1人がこれにあたる。

第3条 会計担当理事の任期は、4年間とする。

2 会計担当理事は、その任期が満了しても後任の会計担当理事が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

第4条 会計担当理事は、土地改良区の運営を適正かつ効率的にするため、次の事項を担当する。

- (1) 予算・決算に関すること。
- (2) 金銭及び物品の出納に関すること。
- (3) 起債及び借入金に関すること。
- (4) 財産の事務的管理に関すること。
- (5) その他会計に関すること。

第5条 会計担当理事は、その責任に属する出納会計について、自ら事務を執らないことを理由として、その責を免れることはできない。

第6条 会計担当理事の更迭があつたときは、前任者は直ちに現金書類、帳簿を後任者に引継ぎ、後任者からその旨理事長に報告しなければならない。

2 前項の場合においては、帳簿の末尾に引継ぎ年月日を記入し、双方署名して押印しなければならない。

3 第1項の引継ぎに際し、理事長は、職員をしてこれに立会させることができる。

第7条 会計担当理事が死亡その後の事故により、自ら引継ぎすることができないときは、理事長は、他の職員に命じて前条の引継ぎをさせなければならない。

附 則 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

